

【参考】財政健全化法

財政健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）

◎ 地方分権を進める中で、地方公共団体の財政再生制度のあり方が検討 ⇒ 平成19年から**新財政再生制度**〔健全化判断比率「**財政健全化4指標**」の採用〕
※企業会計等を含む、いわゆる連結決算的な財政再生制度

【旧】地方公共団体に対する財政再建制度 と 企業会計に対する財政再建制度 ⇒ **地方財政再建促進特別措置法**〔昭和30年法律第195号〕・**地方公営企業法**〔昭和27年法律第292号〕

【新】地方分権の一貫として「わかりやすい財政状況」「早期是正」の機能を有する財政再生制度 ⇒ **地方公共団体の財政の健全化に関する法律**〔平成19年法律第94号〕
 ※施行令〔平成19年政令第397号〕・施行規則〔平成20年総務省令第8号〕

- 健全化判断比率：財政状況に関して早期健全化や財政再生の必要性を客観的に判断するための**4指標**。〔①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率〕
- 指標の算定結果：「健全段階」「財政の早期健全化」「財政の再生」に区分される。
- 4指標のうち1つでも基準値以上となった場合：「財政の早期健全化」「財政の再生」の状態とされる。（但し「将来負担比率」は「財政の再生」の基準設定なし）
- 「財政の早期健全化」：「財政健全化団体」として自主的な改善努力による財政健全化を図る必要がある状態。財政健全化計画の策定（市議会の議決が必要）と外部監査の要求が義務づけられ、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表することになる。
- 「財政の再生」：「財政再生団体」として国等の関与による確実な再生を図る必要がある状態。財政再生計画の策定（市議会の議決が必要）と外部監査の要求が義務づけられる。再生振替特例債を発行するためには、この財政再生計画を国と協議し総務大臣に同意を得なければならない。
 ⇒これを【旧】制度、地方財政再建促進特別措置法に置き換えると「財政再建準用団体」にあたる。

4指標の算定式

$$\text{①実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{②連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{③実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\text{④将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

4指標の基準値

健全化4指標	区分	財政の早期健全化	財政の再生
	基準名	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率		11.25～15%	20%
②連結実質赤字比率		16.25～20%	30%
③実質公債費比率		25%	35%
④将来負担比率		350%	—
資金不足比率		20%	—

①実質赤字比率と②連結赤字比率の早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じた基準値となる。

- H20年度決算に基づいて算定すると
 柏原市の標準財政規模は14,225.9百万円となる。
- その標準財政規模から早期健全化基準は、
 ①実質赤字比率12.84%・②連結実質赤字比率17.84%となる。
- ①実質赤字比率12.84%、標準財政規模14,225.9百万円から
 [一般会計等の実質赤字額]1,826百万円(約18億円)が早期健全化1割となる。
- ②連結実質赤字比率17.84%、標準財政規模14,225.9百万円から
 [連結実質赤字額]2,538百万円(約25億円)が早期健全化1割となる。